

生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 3 月 10 日

更新日：令和 7 年 6 月 12 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒680-0942）鳥取県鳥取市湖山町東 5 丁目 261 番地

（トットリケントットリシコヤマチヨウヒガシ 5 チョウメ 261 バンチ）

名称（フリガナ）：鳥取いなば農業協同組合

（トットリイナバノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 清水 雄作

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jainaba.com/>

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第 2 類野菜類

区分に属する農林水産物等：らっきょう

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：鳥取砂丘らっきょう（トットリサキュウラッキョウ）

ふくべ砂丘らっきょう（フクベサキュウラッキョウ）

4 明細書の変更

鳥取いなば農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）確認体制

ア 鳥取いなば農業協同組合は、生産業者に次の書類を作成・提出させ、毎年 1 回、原則として出荷前である 5 月中旬に、その記載内容を確認することにより、明細書の適合性を確認する。

① 「安全・安心な農産物づくり」事業取組実施報告書

② 『安全安心な農産物づくり』らっきょう協定書

イ 鳥取いなば農業協同組合は、らっきょう栽培期間中は随時、生産業者に『安全安心な農産物づくり』らっきょう協定書を提出させ、その記載内容を確認することにより、明細書の適合性を確認することができる。

ウ 「安全・安心な農産物づくり」事業取組実施報告書には、生産業者に次の書類を添付させる。

① トレーサビリティ事業取組み報告書・内部検査伺い書

② 内部検査チェックシート

- ③ 生産部実施要領
- ④ 協定書
- ⑤ 生産部員台帳
- ⑥ 栽培管理台帳
- ⑦ 砂丘らっきょう栽培基準

エ 『安全安心な農産物づくり』らっきょう協定書には、生産業者に次の書類を添付させる。

- ① らっきょう栽培管理台帳
- ② 圃場の地番等がわからない場合は、地図

オ 協定書の内容に変更が生じたときは、生産業者に次の書類を提出させる。

- ① 「安全・安心な農産物づくり」協定書変更届

(2) 品種の確認

鳥取いなば農業協同組合は、生産業者に、使用品種を記載したらっきょう栽培管理台帳を提出させ、その記載内容を確認することにより、生産業者が品種「らくだ種」を使用しているか否かを確認する。

(3) 生産地の確認

鳥取いなば農業協同組合は、生産業者に、らっきょうの圃場を登録し、登録圃場以外の収穫物を混入させない旨記載した『安全安心な農産物づくり』らっきょう協定書を提出させ、その記載内容を確認することにより、栽培の各行程が鳥取県鳥取市福部町内の鳥取砂丘に隣接した砂丘畑で行われているか否かを確認する。

(4) 栽培の方法の確認

ア 鳥取いなば農業協同組合は、生産業者から、砂丘らっきょう栽培基準を遵守する旨記載した『安全安心な農産物づくり』らっきょう協定書の提出を受ける。

イ 鳥取いなば農業協同組合は、生産業者に内部検査チェックシートおよびらっきょう栽培管理台帳を提出させ、その記載内容を確認することにより、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

(5) 出荷規格・最終製品の確認

ア 共選は、鳥取県鳥取市福部町内の共同選果場において行う。鳥取いなば農業協同組合の職員が当該選果場に出向いて選果状況を確認し、出荷規格ごとの出荷量を記録することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

イ 個選は、鳥取いなば農業協同組合の職員が集荷する場所に出向いて選果状況を確認し、出荷規格ごとの出荷量を記録することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種・生産地および栽培の方法について

ア 鳥取いなば農業協同組合は、品種・生産地および栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産業者に対し、警告を発し是正を求める。

イ 警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、鳥取いなば農業協同組

合は、当該生産業者について、出荷の受け入れを禁止することができる。

(2) 出荷規格および最終製品について

鳥取いなば農業協同組合は、出荷規格を満たさないらっきょう、または最終製品としての形態が異なるらっきょうについては、地理的表示である「鳥取砂丘らっきょう」または登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であって、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ）を付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 地理的表示等の使用の確認

ア 鳥取いなば農業協同組合は、前記5（5）の確認の際に、品種・生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているらっきょうについてのみに、地理的表示である「鳥取砂丘らっきょう」および登録標章が使用されているかを確認する。

イ 鳥取いなば農業協同組合は、前記5（5）の確認の際に、地理的表示である「鳥取砂丘らっきょう」および登録標章を使用している者およびこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用の段ボール）についても確認する。

(2) 地理的表示等の不正使用の確認

鳥取いなば農業協同組合は、前記5（5）の確認の際に、下記らっきょうがあるか否かを確認する。

- ① 品種・生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないらっきょうであるにもかかわらず、地理的表示である「鳥取砂丘らっきょう」および登録標章が使用されているらっきょう
- ② 地理的表示である「鳥取砂丘らっきょう」のみが使用されているらっきょう
- ③ 登録標章のみが使用されているらっきょう

8 地理的表示等の使用の指導

ア 鳥取いなば農業協同組合は、前記5（5）の確認の際に、下記に該当する場合は、生産業者に対し、警告を発し是正を求める。

イ 警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、鳥取いなば農業協同組合は、当該生産業者について、出荷の受け入れを禁止することができる。

- ① 品種・生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないらっきょうであるにもかかわらず、地理的表示である「鳥取砂丘らっきょう」および登録標章を使用した場合
- ② 地理的表示である「鳥取砂丘らっきょう」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合

9 実績報告書の作成等

鳥取いなば農業協同組合は、7月1日から翌年6月30日までを1年度として、年度終了後4カ月以内に下記書類を作成し、作成後速やかに農林水産大臣に提出する。

